

令和4年度 臨時總會資料

式次第

1. はじめの言葉
2. 塾頭挨拶
3. 議長選出
4. 議題
 - ①夢甲斐塾新体制について
 - ②夢甲斐塾規約変更について
 - ③その他
5. 連絡事項等
6. 終わりの言葉

配布資料

- 【1】 今後の夢甲斐塾について(入倉塾頭素案)
- 【2】 夢甲斐塾体制図
- 【3】 夢甲斐塾規約変更案

令和5年1月26日(木)

夢甲斐塾

23 期夢甲斐塾について



令和5年6月に入塾する23期生より、第3代目の塾長を務めることになり
ます夢甲斐塾8期生の入倉 要です。初代の上甲晃塾長、二代目の白倉信司
塾長(1期生)のやり方や素晴らしいところを継承しつつ、変えるべきとこ
ろは進化させ、より地域に密着し、地域に必要とされる夢甲斐塾をしっかり

と創り上げていきたいと思ひます。どうぞよろしく願ひします。

令和5年1月26日

入倉 要

23 期入倉要塾長体制について

1. 期間; 令和5年6月～

2. 体制; 入倉 要塾長(8期): 塾長は塾生を指導育成するとともに相談役的立場で塾の運営に関わる

仙洞田茂塾頭(2期): 塾長を補佐するとともに、塾の運営を統括する。

柴田雅央副塾頭(7期): 塾長・塾頭を補佐し、塾の運営を統括する。

松田公仁副塾頭(14期): 塾長・塾頭を補佐し、塾の運営を統括する。

酒井大介事務局長(15期): 塾の窓口的立場及び事務作業を統括する。

勝俣大紀 23期生募集委員長(20期): 23期生の募集活動を統括する。

その他(夢甲斐フェスタ委員長・郷育フォーラム委員長・部会長他)

※22期生出発時までは白倉信司塾長と二人塾長体制となります。また古事記等を学ぶ修理固成
(シュリコセイ)講座の指導は白倉信司講師(1期)に願ひします。

3. 塾の目的; 常に変化し続ける世の中をより良くし『誇れる山梨・誇れる日本』を次世代に引き継ぐため

に①ふるさと山梨、祖国日本を愛し、高い志と強い覚悟を持った「出る杭」を育てる。(人間力育成)

②必要時に連携・協働しうる同じ志、共通のテーマを持って活動する仲間のネットワークを構築す
る。(協働力構築) ③志実践活動を通じて、誇れる地域(国)づくりを推進する(志実践)

※目的は規約記載の塾の目的がベース。 ※方針は入倉要塾長体制の方針。

4. 方針; 持続可能な組織を目指し、「志ある人づくり(人間一流教育)」「志ある仲間づくり」「志実践
活動」の更なる進化をはかる。

5-1. 活動 ①日本並びに地域の「歴史」「伝統」「文化」等を学び人間としての精神を高める。

②世のため人のために率先して行動できる志高き人材を育成する。

※皆が良くなることに本気の努力をすることにより「人間一流」を目指す。

③塾生募集活動及び他団体との連携事業等を通じて、志ある仲間を増やす。

④塾生及び関連団体等の志実践活動の後押しをする。

5-2. 実際の活動

A 修理固成講座(原則月1回、ネット&リアル); 日本人のアイデンティティに通じる古事記等を学ぶ。

B 塾生例会(入塾半年後より原則月1回): 塾生がテーマ・講師等を決めて例会運営を行う。例会運営
を通じて①志②郷土愛③リーダーシップ④チームワーク等を体得する。

C その他事業及び活動

①夢甲斐塾が主催・共催する事業(夢甲斐フェスタ・夢甲斐クリスマス等)&活動(部会活動等)

②夢甲斐塾関係者が主催&関わる事業&活動 ※イベントリストで案内されます。

③青年塾・リーダーセミナー等上甲晃名誉塾長が主催する事業(国家百年の計の会等)

D 塾の運営を検討する会議(運営会議等: 月一開催)

E 部会長がテーマに沿って開催する部会活動(歴史・道徳・生き方・時事)

F その都度必要に応じて創る実行委員会(周年事業など)

5-3. 新たな取り組み

- a 「学びの場」「体感の場」を通じて、充実感・納得感(ここまでやるか)が感じられるカリキュラムにする。
- b 『志道』を常に意識して、事業実施及び活動展開する。事業計画に志道の項目を入れる。
- c 創始者の想い「地域のリーダーを育成する」に通じる第一歩として『防災士資格取得』を推奨する。
- d 上甲晃初代塾長の教えを元にした現場実践教育を行う。『松下幸之助の教訓』上甲晃著(致知出版社)を課題本とする。
- e 先輩塾生の実践活動に参加することで、実践継続の苦労や大切さを学ぶ。

6-1. 塾生募集の方針

まずは夢甲斐塾を知ってもらった上で、会則にある下記の人を対象に募集活動を展開する。

- ①志(世のため人のために何か出来る心)を持った人
- ②山梨及び日本をもっと良くしたいと思っている人
- ③特色ある地域づくりをしたい人
- ④何かで日本一もしくはオンリーワンになりたい人
- ⑤夢を実現したい人
- ⑥自分を磨きたい人

6-2. 新たに募集対象に加える方

- ①若手政治家及びその候補者(松下政経塾の教え)
- ②行政職員
- ③地域協力隊&農業協力隊
- ④移住者
- ⑤大学生 ※その他志を持った人、夢甲斐塾に興味を持った人等(県外の方も可)

6-3. 募集の方法

- ①募集説明会の実施
- ②公開例会(3/12)の実施
- ③ホームページ&SNSによる募集
- ④動画による夢甲斐塾の説明&募集要項の説明

おすびに、2001年9月5日に活動を始めた夢甲斐塾は、創立20周年の節目に二十周年宣言を策定しました。古事記のことばより「この常に変化し続ける世界を、より良くしなさい」を日本人の天命ととらえ、「一燈照隅万燈照国」の精神で、日本の和を尊ぶ優しい心を持って、お互いを尊重する持続可能な世界を目指します。としています。私の役割は、夢甲斐塾を地域に必要とされる「持続可能な組織」に進化させることだと考えています。皆様の協力をどうぞよろしくお願い致します。

夢甲斐塾事務局
 甲府市朝日 2-16-19 花水木
 TEL 055-252-7687
 info@yumekaijyuku.com
<https://www.yumekaijyuku.com/>

次代の山梨の
リーダーと成る！

夢

YUME
KAI
JUKU

甲斐塾

参加無料
活動説明会開催！

SUN
3/12
(受付13時30分)
14時～16時

■会場：YCC県民文化ホール
(山梨県立県民文化ホール)
山梨県甲府市寿町26-1

SAT
5/13
18時30分～20時30分
SUN
5/21
14時～16時

■会場：Coworking Space CROSS BE
山梨県甲府市丸の内2-2-1 CROSS500 1F
<https://crossbe.co.jp/>

■参加申し込み方法

氏名、電話番号、メールアドレス、参加希望日をご記載の上、下記までお送りください。

□E-mailの場合=okaya@musubi-inc.co.jp

□Faxの場合=050-3488-7305(担当:勝俣)

□電話の場合=090-3575-0330(担当:岡谷)

23期生募集集中

夢甲斐塾は2001年に山梨県のリーダー育成事業としてスタートし、現在は完全自立し民間組織として「志を磨く学び舎」としての活動をしています。20年の歴史で夢甲斐塾で学んだ塾生はすでに400名を超え山梨県内外で活躍しています。2023年度、23期生として新しい塾生を募集いたします。つきましては、夢甲斐塾を知って頂く為、活動説明会を開催いたします。23期生は6月下旬に入塾式を予定しており、それより一年半の学び・活動期間となります。この募集機会に一人でも多くの方が夢甲斐塾のことを理解いただき、入塾を検討いただくことを心から期待しています。来たれ！次代の山梨を担うリーダー！！



次代の山梨のリーダーと成る！

塾長挨拶



第3代塾長(令和5年6月～)

入倉 要 Kaname Irikura
株式会社イリックス 代表取締役 他

23期(令和5年6月)より三代目夢甲斐塾の塾長を務めます入倉 要です。私は2008年に8期生として入塾し、初代上甲 晃塾長の指導を受けました。それまでの私は仕事や経済団体の活動で忙しいだけの日々を過ごしていました。そのような時に入塾した夢甲斐塾で、「志」を持つことの大事さをはじめ、生きていくのに「大切なこと」をたくさん学びました。それも難しいことではなく日頃の積み重ね(継続)こそが大事なことで、今の自分の基本になっていることばかりです。志を持って活動する人が増えれば、その地域は良くなっていくと思います。自分の人生に目的・生きがいを持ち、そしてふるさと山梨を少しでも良くしていきたいそのような想いを持つ方、または自分を成長させたいと考える方を募集したいと思います。20年を超える歴史を有する夢甲斐塾には個性豊かな仲間がたくさんいます。ぜひとも『一緒に志を磨きましょう!』多くの皆様の問合せをお待ちしています。まずは夢甲斐塾のことを知ること(説明会への参加)から始めていただければと思います。

<経歴>

- 1965年 5月 - 甲府市で生まれ育ち大学で東京に
- 1990年 4月 - 2年間の県外企業での修業を経て父親の会社に入社。
- 1994年に会社を売るといふ特別な体験をする
- 1995年 4月 - 株式会社イリックス(経営コンサル・不動産コンサル)入社
- 2003年11月 - 株式会社イリックス 代表取締役 就任
- 2008年 7月 - 夢甲斐塾 入塾(8期生)
- 2008年10月 - 山梨経済同友会 代表幹事 就任(現在も)
- 2011年 7月 - 夢甲斐塾の塾頭に就任
- 2015年 6月 - 合同会社サイクルパーティ(まちづくり会社)設立 代表社員 就任
- 2022年 2月 - 合同会社山梨アグリ(農業法人)設立 代表社員 就任
- 2022年 6月 - 夢甲斐塾3代目塾長に就任予定

<主な活動>

20代から30代は青年会議所活動に情熱を注ぎ、2005年に日本JC副会頭を経験。山梨経済同友会では2008年より代表幹事に就任、関連して山梨県や甲府市の審議員・評議員(公職)、山梨大学の名誉参与も務め、その他多数の団体で役員等を歴任。また夢甲斐塾出発(卒塾)後に、仲間とまちづくり会社を設立し、商店街の活性化に取り組み。さらにコロナ禍の経験から食の大切さを強く感じ、2022年に農業法人を設立して、シャインマスカットの生産を始める。

私が夢甲斐塾で学んだこと



夢甲斐塾8期生

坂本 亜矢子 Ayako Sakamoto
造園業、料理講師

社会人になってから、様々な分野で活躍されている個性あるメンバーと共に活動することで改めて人と人とのつながりや自分の在り方、ともに成し遂げる喜びを学びました。そして、現在は人と人とのご縁を大切に初代塾長 上甲先生のお言葉『はい、喜んで』の精神で活動しています。



夢甲斐塾12期生

根津和博 Kazuhito Nedu
人材派遣業・建設業・飲食業・貸付支援事業
家事代行サービス 食品加工業

夢甲斐塾で学んだことは、当たり前を尽くすこと、そして仲間づくりです。夢甲斐塾での多くの出会いを通じて、今では地域活性化、障害者の就労支援、さらには建設業に至るまで多様な学びにより、さまざまな仕事に携わらせていただいています。一歩前へ、皆様の新しい出会いと気付きを求めて、是非、夢甲斐塾の門をたたいてみてはいかがでしょうか。(^^)



夢甲斐塾18期生

市川 雄也 Yuya Ichikawa
製造業(プラスチック樹脂樹脂加工)、農業(桃)

夢甲斐塾に入って学んだ事や、身についた事は沢山ありますが、特に感謝する事の大切さや、挑戦して失敗する勇氣を学び身につきました。現在では失敗してもいいから、とりあえず行動に移すことによって、皆様のご協力があり、本業であった製造業とは別に、農業を始める事が出来ました。

夢甲斐塾の活動例



夢甲斐塾20周年記念事業『凡事徹底』

20周年記念事業の一つを紹介します。みんなでごみを拾う、まちをきれいにしようという試みでした。夢甲斐塾では、整理整頓ができる人、これも地域のリーダーとして必要なことであると位置づけ、整理整頓を心がけています。今回は、単なるごみ拾いでなく、地域の歴史や特徴を地域の宝として、勉強していただけるように配慮しました。参加者はそれぞれ地域を愛していただくと自負しております。



夢甲斐塾20期生の紹介

20期生のテーマは、『再構築』とし、活動してきました。再構築と言っても、漠然としているので、心と身体、歴史、地域等にフォーカスし、勉強することで地域のリーダーとして必要な研鑽を積むことができました。いまはそれぞれの地域で活躍しています。



夢甲斐塾21期生の紹介

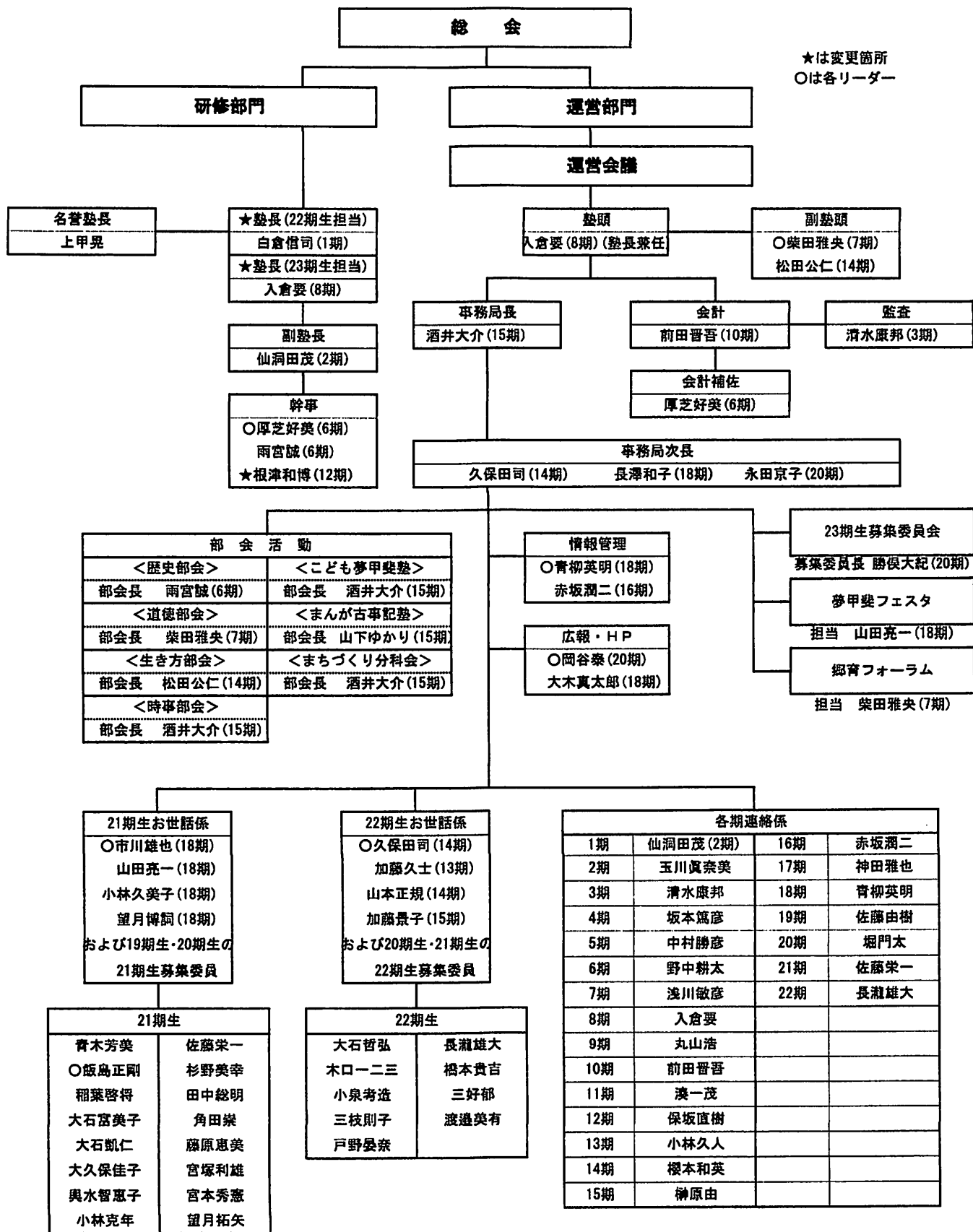
21期生のテーマ『我輩令生(ガリレオ)』とし、活動してきました。米作りを1年通して学び、またその地域の人、歴史、文化と触れあい感じることによってリーダーとしての志を築きながら個々に活動をはじめます。個々を高める大きな礎になりました。



夢甲斐塾22期生の紹介

22期の活動テーマ『キャストリ』。リーダーに必要な要素となる「行動力」と「人間力」を磨いていき、活動サブテーマとしての「住」では社会問題である「空き家」にフォーカスを当て、地域貢献、社会貢献の為の居場所となる仕組みづくりを行いたいと思います。

令和四年度(22期)一月以降夢甲斐整体制(案)



規約の変更について

変更理由

白倉信司塾長が22期生の出発をもって塾長を退任し、23期生以降を指導する役割として新たに入倉要が塾長に就任することに合わせて塾長の規定を変更する必要があるため。

※22期生の出発について 令和6年2月（予定）

変更条	変更前	変更後
第6条2	塾長は、次のものとする。 白倉信司	塾長は、次のものとする。 白倉信司 入倉 要

夢 甲 斐 塾 規 約

(名称)

第1条 この会は、夢甲斐塾（以下「塾」という）と称する。

(理念)

第2条 志高き出る杭となる。

(目的)

第3条 塾は、新しい時代の新しい山梨および日本を創造するために、①ふるさと山梨、祖国日本を愛し、高い志と強い覚悟を持った「出る杭」を育てること（人間力育成）②必要時に連携・協働しうる同じ志、共通のテーマを持って活動する仲間のネットワークを構築すること（仲間力構築）を目的とする。

(塾の構成)

第4条 この塾は、下記により構成される。

(1) 塾長

(2) 塾生

2 塾生の中から事務局を構成する。

(活動)

第5条 塾は、その理念を達成するために、次の活動を行う。

(1) 塾の運営

(2) 最新年度に入塾した塾生は理念の下、1年6ヶ月の研修活動

(3) 長期活動テーマを設定し、その実現のための活動

(4) 同じ志、共通のテーマを持って活動する仲間のネットワークを構築するための活動

(5) 地域を知り、地域を愛するための活動

(6) 塾の活動を広め、仲間を増やすための活動

(7) その他の活動

(塾長)

第6条 塾には、塾生を指導育成する塾長を置く。

2 塾長は、次のものとする。

白倉信司
入倉 要

(塾生)

第7条 塾生は、年会費を納める。

2 塾生は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 「志」(人の為になにかできる心)を持っている人
- (2) 山梨および日本をもっと良くしたいと思っている人
- (3) 特色ある地域づくりをしたい人
- (4) 何かで日本一になりたい人
- (5) 夢を実現したい人
- (6) 自分を磨きたい人

3 塾生は、総会の議決権を有する。

(入塾及び退塾)

第8条 入塾を希望する者は、事務局が指定する方法に従い、入塾の諸手続きを完了しなければならない。

- 2 退塾をしようとする者は、塾頭に退塾願を提出し、塾長及び塾頭の承認を得た上で、退塾できるものとする。
- 3 退塾を認められた者に対し、既に納入済みの会費等については、返金しないものとする。

(会費及び会計)

第9条 年会費の金額については、事務局が提案し、総会にて決するものとする。

- 2 塾の会計年度は、事業年度と同じ期間とする。
- 3 塾運営のための予算は、事務局が提案し、総会にて決するものとする。
- 4 予算の執行については、会計が中心となり事務局で諮っていくこととする。
- 5 臨時の場合、塾頭、副塾頭、及び事務局長が塾会計の中から臨機の措置をすることができる。ただし、事務局会議での承認を要することとする。

(事務局の構成)

第10条 事務局に、次の役職を置く。

- (1) 塾頭 1名
- (2) 副塾頭 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名

2 塾運営に必要な役職は別に事務局で定めるものとする。

(事務局の職務)

第11条 塾頭は、塾生を代表し、塾を統括する。

- 2 副塾頭は、塾頭を補佐し、塾頭に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、事務を統括する。
- 4 会計は、塾の会計を担当する。
- 5 監査は、塾の会計の監査をする。
- 6 会計及び監査は総会において、収支報告並びに監査報告を行う。

(事務局員の選任と任期)

第12条 事務局員については総会において選任する。

- 2 事務局の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠による事務局の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(総会)

第13条 総会は、第5条に定める塾の活動についての基本的な事項を決定する。

- 2 総会は、塾頭がこれを招集する。
- 3 その招集については、事務局がその任を負う。
- 4 塾頭は、年1回定例総会を招集するほか、必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 5 総会の議長は、その総会において、出席した塾生のうちから選任する。
- 6 総会の議事は出席した塾生の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事業計画及び事業年度)

第 14 条 事務局は、事業年度ごとに事業計画を作成し、総会に提出しなければならない。

2 事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

3 複数年度にわたる事業などに関しては、第 2 項によるものではない。

(規約の改廃)

第 15 条 この規約の改廃は、第 13 条第 6 項の規定にかかわらず、総会において出席した塾生の 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。

(その他)

第 16 条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、事務局が定める。

附則

上甲晃塾長については名誉塾長とする。

名誉塾長の選抜によりシニアアドバイザーを設ける。

塾生は、会費の他に会議運営費を納入する。

この規約は、平成 24 年 9 月 16 日から施行する。

この規約は、平成 27 年 7 月 15 日から施行する。

この規約は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。

この規約は、平成 28 年 7 月 14 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。

この規約は、令和 5 年 1 月 26 日から施行する。

慶弔見舞金規定

第1条 この規程は、夢甲斐塾（以下「塾」とする）の慶弔見舞金について定めたものである。

第2条 この規定は、夢甲斐塾生（以下「塾生」とする）に対し適用することとする。

2 塾関係者のうち、特に事務局において対応等が必要と認められる者に対する慶弔見舞金の対応は、前項の限りではない。その場合、塾生に対する慶弔見舞金の規定に準じた対応とする。

第3条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- ①傷病見舞金
- ②災害見舞金
- ③死亡弔慰金
- ④叙勲・褒賞等祝金

2 前項に掲げるもの以外の慶弔見舞金のうち、慶事の祝金等については、夢甲斐塾生各自の対応とし、塾としての対応は行わないものとする。

第4条 傷病見舞金について、塾生が塾の活動中に生じた傷病について以下のとおり支給することとする。

- ①手術・入院を伴う傷病の場合 10,000円を上限とする
- ②通院治療の傷病の場合 5,000円を上限とする

2 塾関係者に対しては、塾の活動中に限らないこととする。

第5条 災害見舞金について、塾生の住居等が風水害の被害に遭い、損害を被った場合について以下のとおり支給することとする。

- ①全壊・全焼等の場合 30,000円を上限とする
- ②半壊・半焼等の場合 20,000円を上限とする
- ③一部損壊・損失の場合 15,000円を上限とする

2 同一住居等に複数名の塾生が関係している場合、その中の1名に対し支給することとする。

第6条 死亡弔慰金について、塾生本人の死亡の場合について、その遺族に対し以下のとおり支給することとする。

- ①香典・玉串料等として 10,000円を上限とする

②甲電 5,000円を上限とする

③花輪・果物籠等 30,000円を上限とする

- 2 前項②③については、必ずしも支給をするものではない。
- 3 塾関係者に対しては、第1項①②③について、事務局において協議の上、支給等を行うこととする。
- 4 式典等への参列について、事務局において協議の上、対応することとする。

第7条 叙勲・褒賞等祝金について、塾生が叙勲・褒賞等に列せられた場合について、以下のとおり支給することとする。

①叙勲の場合 30,000円を上限とする

②褒賞の場合 30,000円を上限とする

③その他慶事となる場合 20,000円を上限とする

- 2 塾関係者が叙勲・褒賞等に列せられた場合、以下のとおり支給することとする。

①叙勲の場合 50,000円を上限とする

②褒賞の場合 50,000円を上限とする

③その他慶事となる場合 30,000円を上限とする

- 3 叙勲・褒賞等祝金について、祝金に加えてあるいは祝金に代えて記念の品を贈ることも可能とする。

第8条 支給金については、塾の本会計より支出し、支給に伴う諸経費も合わせて支出することとする。

- 2 支給金額は、各項目に定められた上限金額内で、事務局が決定する。
- 3 支給の諸手続きについて、事務局長が対応する。
- 4 支給に対する返礼等について、受け取らないこととする。

第9条 その他、本規定に定めのない事項については、事務局において協議し決定することとする。

附則

この規定は、平成29年7月1日から施行する。

夢甲斐塾規約細則

第1条（会費等） 会費等について、次のように定める。

1. 令和4年度の年会費は10,000円とする。

なお、令和4年度入塾生（22期生）は、入塾時に徴収する入塾金（15,000円）から10,000円を充当する。また、入塾金のうち5,000円については、令和5年度年会費（半期分）に充当させることとする。

2. 本人の申し出により事務局会議の承認を経た者は、年会費8,000円とする。例えば、学生、家計を一にする親族（1親等）の二人目など。

3. 年間協力費は5,000円とする。

4. 納入方法は、次のとおりとする。

①現金での直接支払

例会時もしくは事務局において会計担当者に現金にて支払い。

②口座振込

山梨中央銀行 武田通支店 普通 【口座番号】775504 ユメカイジユク

※山梨中央銀行の口座以外からの振込には手数料がかかります。

5. 会費の納付期限は令和5年5月末日を期限とする。

6. 上記以外に必要な応じて、一口1,000円の寄付金を願います。